

崇城大学開設の教員免許状更新講習への取組

木村 勝美*

The Workshop on the Renewal of Teaching Certificates at SOJO UNIVERSITY

by

Katsumi KIMURA*

要 旨

本稿では、平成21年度から本学で開設している教員免許状更新講習（必修領域・選択領域）の概要とともに、必修領域における取組に関して、「学習指導要領の総則の趣旨の理解」、「道德教育の指導」、「特別活動の指導」、「近年の状況を踏まえた内容」を通して、理論面だけでなく実践的指導力を育成する実学中心の講習の工夫等についてまとめた。

また、受講者の事後アンケート等から本講習の課題を明確にし、課題解決に向けた今後の取組の方向性を示した。

Key Words: 必修領域、学習指導要領の改訂の動向等、教育の最新事情、実学中心

1. はじめに

教員免許更新制は、平成19年6月の教育職員免許法改正のもと、「その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ること」を目的として、平成21年4月1日から実施されている。

この制度の基本的な枠組みとしては、平成21年3月31日以前に授与された教員免許状を旧免許状、平成21年4月1日以降に授与される教員免許状を新免許状として位置づけ、新免許状については、10年間の有効期間を付し、有効期間が終了するまでに免許状講習を受講し修了する

ことで、有効期間が更新されることとなっている。旧免許状を所有している教員は、この制度の導入により、各教員に生年月日で割り振られる「修了確認期限」までに、免許状更新講習を受講し修了しなければ免許状は失効となる。具体的には、修了確認期限の2カ月前までの2年間に、大学等が開設する30時間以上の免許状更新講習を受講・修了する必要がある。

文部科学大臣の認定を受けて免許状更新講習を開設することのできる者は、

- (1) 大学
- (2) 指定教員養成機関
- (3) 都道府県、政令指定都市及び中核市の教育委員会
- (4) 大学共同利用機関
- (5) 独立行政法人又はそれ以外の法人であって要件を満たすものとして文部科学

*崇城大学工学部総合教育准教授

大臣が指定する者
(免許状更新講習の認定申請等要領から)
となっている。

免許状更新講習の受講対象者は教育職員などで、更新講習を受講せずに免許管理者に申請を行うことによって免許状を更新できる者(免除対象者)は教員を指導する立場にある者などで、詳細は【免許状更新講習受講者等】[表1]の通りである。

表1【免許状更新講習受講者等】

1 受講対象者	
①	教育職員及び文部科学省令で定める教育の職にある者
②	教育職員に任命され、又は雇用されることとなっている者及びこれに準ずるものとして文部科学省令で定める者
2 免除対象者	
①	校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、主幹教諭、指導教諭
②	指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者
③	免許状更新講習の講師
④	国又は地方公共団体の職員又は次に掲げる法人(国立大学法人等)の役員若しくは職員で、前2号(指導主事等)に掲げる者に準ずる者
⑤	学校における学習指導、生徒指導に関し、特に顕著な功績があった者に対する表彰等であって免許管理者が指定したものを受けた者
⑥	①～⑤に掲げる者と同等以上の最新の知識技能を有する者として、文部科学大臣が別に定める者

大学などが開設する免許状更新講習は「必修領域」と「選択領域」から構成され、それぞれの講習内容は、「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項(教育の最新事情に関する事項)」と「教科指導、生徒指導その他教育の充実にに関する事項」とである。講習内容の設定に当たっては、文部科学省の定める【開設認定基準】[表2]に適

合する必要がある。

講習時間としては、必修領域が12時間以上、選択領域が18時間以上で、合計30時間以上設定することとなっている。必修領域の開設者は、[表2]の4項目8内容(細目)を12時間にわたって開設し、これを全受講者が包括的に受講することとされている。

表2【講習内容に関する開設認定基準】

項目	細目	含めるべき内容・留意事項省略	
必修領域	①教職についての省察		学校を巡る近年の状況変化
			教員としての子ども観、教育観等についての省察
	②子どもの変化についての理解		子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見(特別支援教育に関するものを含む。)
			子どもの生活の変化を踏まえた課題
③教育政策の動向についての理解	学習指導要領の改訂の動向等		
	法令改正及び国の審議会の状況等		
④学校の内外における連携協力についての理解	様々な問題に対する組織的対応の必要性		
	学校における危機管理上の課題		
選択領域	教科指導、生徒指導その他教育の充実にに関する事項		

免許状更新講習の修了認定は、大学等の開設者が修了認定試験を実施し、【修了認定基準】

[表3]の到達目標に掲げる内容について適切な理解が得られていることが認められた場合に行われる。

表3【講習内容に関する修了認定基準】

事項	到達目標		
必修領域	①教職についての省察	学校を巡る近年の様々な状況変化について、客観的かつ具体的に理解している。 教員に国民が何を期待しているか、理解している。	確認指標省略
	②子どもの変化についての理解	子どもの発達に関する最新の科学的知見の概要を理解している。 子どもの生活の変化を踏まえた指導の在り方を理解している。	
	③教育政策の動向についての理解	学習指導要領の改訂の動向等について理解している。 教育改革の動向の概要を理解している。	
	④学校の内外における連携協力についての理解	様々な課題に対する組織的対応の必要性について理解している。 学校における危機管理の必要性について理解している。	
選択領域	教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項	幼児・児童・生徒に対する指導上の必要な課題について理解している。	

表4【必修領域の時間割（H26）】

	時間	講習内容	講師
「1日目」			
開講式・オリエンテーション			
1	100分	○学習指導要領の改訂の動向等	本学の教員及び外部講師
2	80分	○子どもの発達に関する最新の知見 ○子どもの生活の変化を踏まえた課題	
3	100分	○学校力をどう高めるか ○教育改革の学校への波及	
4	80分	○保護者との信頼構築マネジメント ○教職員のメンタルヘルス危機対応	
「2日目」			
5	80分	○学校を巡る近年の状況変化	本学の教員及び外部講師
6	80分	○子どもの心の発達と傾聴の促進	
7	80分	○学校における危機管理上の課題 ○キャリア教育の推進と課題	
8	60分	○教育におけるICT活用上の課題	
9	60分	履修認定試験実施	

2. 本学開設の免許状更新講習の概要

本学においては、平成21年度から、県内外の現職教員等を対象に、夏季休業中に必修領域を2日間、選択領域を3日間設定し、本学を会場として実施している。

平成26年度の必修領域及び選択領域の講習時間割は、【開設認定基準】に基づき、下記の【必修領域の時間割】[表4]及び【選択領域の時間割】[表5]のとおり設定されている。

選択領域については、本学の専門学科の特徴を生かし、「工業教育」、「理科教育」、「美術・デザイン」、「地球環境」等が開設されている。ここでは、「理科教育」の時間割を示す。

表5 【選択領域の時間割 (H26)】

【理科教育の先端技術】			
	時間	講習内容	講師
「1日目」			
受付・オリエンテーション			
1	60分	○ナノテクノロジーの解説講義	本学の教員
2	90分	○研究設備を利用する体験型講義	
3	30分	筆記試験	
4	120分	○実験実習講義 (滴定法による化学実験実習講義方法の提案)	
5	60分	説明・実技試験	
「2日目」			
6	80分	○遺伝子組換え実験の概要および実験操作の説明	本学の教員
7	80分	○大腸菌からのプラスミド抽出等	
8	80分	○講義・実験 ATP フォトメーターをもちいて衛生検査を行う。	
9	80分	○講義・実験 ATP フォトメーターをもちいた微生物検査を行う。	
10	40分	試験	
「3日目」			
11	80分	○抗体を使った分析技術の開発とその応用	本学の教員
12	80分	○自家移植用膝関節軟骨と薬剤の細胞培養生産	
13	80分	○医用生体工学 (がん治療について)	
14	80分	○医用生体工学基礎実習	
15	40分	試験	

平成21年度から平成26年度までの受講者総数は必修領域473人で、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の教員など、幅広い学校種からの受講者となっている。選択領域の受講者総数は563人で、講習内容が教科(科目)に関する事項が中心のため、主に中学校・高等学校の教員となっている。

3. 『必修領域』における取組

担当する更新講習が必修領域のため、この後は、必修領域に関してのこれまでの取組を述べていきたい。

本学開設の必修領域の講習の趣旨は、「講習をより実学に基づくものとするため、単に含むべき事項を網羅した形で計画するだけではなく、各分野において実務経験のある人材を採用し、机上論だけではない実学中心の講習を実施する。現職教諭は理論を現場で活かす場面設定に課題を持っていることも多いことから、課題を事前に把握し、具体的な素材を用意して実学に近い形の講習内容を編成する。」としている。

(1) 講習内容の工夫

各講習内容は、その趣旨に基づき理論だけでなく、具体的な事例を紹介し学校現場で活用できるような工夫がなされている。

例えば、各講師の教職経験等をもとに、全体的な共通内容とともに、小・中・高それぞれに関する取組事例が提示され、受講者自身の学校種に関する取組だけではなく、異校種の取組も参考とすることができる。学校現場が現在直面しているいじめ等の課題についても、各講師が多様な視点から考察し、具体的な手だてを示している。

(2) 実務経験等のある講師の確保

免許状更新講習の講師を担当することができる者としては、教育職員免許法及び免許状更新講習規則により、次の通りに規定されている。

- (ア) 教職課程を担当する教授・准教授・講師・助教
- (イ) 大学又は大学共同利用機関の職員で、免許状更新講習の内容について教授し、又は研究に従事している者(教授・准教授・講師・助教)
- (ウ) 指定教員養成機関の職員であって、免許状授与の所要資格を得させるために必要な授業科目を担当している者
- (エ) 都道府県、政令指定都市及び中核市の教育委員会において、学校教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者

(オ) 文部科学大臣が (イ) ~ (エ) に準ずる者として認める者

本学では、上記の規定及び本学の講習の趣旨に基づき、講師として、本学の教員に加え、中央教育審議会専門委員等を歴任されている大学教授、マスコミ関係者、県教育委員会指導主事経験者、県立学校元校長、私立高等学校長、公立小学校元校長等の幅広い知見を持った講師や実務経験のある講師を確保し、講習内容の充実を図っている。

このような本学の実学を考慮した講習内容や実務経験のある講師の確保により、本学の更新講習への受講希望の主な理由は、下記のように、「実学中心の内容に魅力を感じて希望した。」、「実務経験のある講師から学びたい。」、「講習内容が現場で実践できそうだから。」など、理論の習得とともに、学校現場の課題解決に直接繋がる実学を求めたものとなっている。

【事前調査による主な受講希望理由】

- ・各分野に豊富な実務経験のある講師の先生から貴重な講義を受けたい。
- ・実務経験のある先生が担当であることや実学を中心とした講習内容に魅力を感じて希望した。
- ・机上論だけでない実学中心の講習を実施するとあり、理論を現場で生かしたいから。
- ・教育現場の課題とリンクした講義内容で、すぐに現場で実践できそうだから。
- ・国の描く教育の将来像や法律の整備等の最新の情報を知りたい。等

また、【受講者の学びたい内容及び関心の高い事項】は、「最新の教育事情」や「特別支援教育」に関する内容への希望が多い。

講習内容は開設認定基準によって規定されているが、担当する講習内容では、ICT活用等の最新の教育事情や小・中・高の協力体制など、可能な限り受講者の希望を取り入れる工夫を行っている。

【受講者の学びたい内容及び関心の高い事項】

- ・最新の教育事情と課題、その解決方法（教育改革、教育システム、中高一貫教育、最新の授業研究、ICT活用等）
- ・特別支援教育の課題や解決方法等
- ・現代的課題（発達障害等）への対応の仕方
- ・児童・生徒の学習意欲を高める指導方法
- ・低学力生徒への効率的な学習指導方法
- ・児童・生徒の問題行動への対応の仕方
- ・保護者との関係づくりに関する具体的対応法
- ・幼保・小・中・高の協力体制の構築方法等

4. 担当の講習内容に関する取組

私の担当する講習は、「学習指導要領の改訂の動向等」で、含めるべき内容として、『総則の趣旨の理解』、『子どもの実態を踏まえた道徳・特別活動の指導』、『その他近年の状況を踏まえた内容』等が規定されている。

講習内容の実際に関しては、私の担当する必修領域の【担当講習内容】[表6]を通して、免許状更新講習の在り方について、具体的に述べていきたい。講習に当たっては、教員免許更新制の目的、本学講習の趣旨、受講者の希望等を踏まえ、教育の最新事情を提供するとともに、理論面だけでなく学校現場で活用できる実学中心の講習を実施するよう教授方法等の工夫改善を行っている。

表6 【担当講習内容：学習指導要領の改訂の動向等】

講習内容	
1	総則の趣旨の理解 確かな学力の向上 「基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、主体的に学習に取り組む態度の育成」
2	近年の状況を踏まえた内容 教科指導におけるICT活用 小・中・高の連携
3	道徳教育の指導 指導方法の創意工夫 道徳授業実践例
4	特別活動の指導 いじめ問題を通しての『特別活動の在り方』

(1) 「総則の趣旨の理解」の講習内容

総則の趣旨の理解については、学習指導要領の総則「第1(款)教育課程編成の一般方針」及び「OECD生徒の学習到達度調査結果」、「全国学力・学習状況調査結果」等をもとに、確かな学力の重要な3つの要素である「基礎的・基本的な知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「主体的に学習に取り組む態度」の設定の背景や趣旨についての理解の徹底を図っている。

また、現行の学習指導要領が全面実施されてから、小学校で4年目(中学校-3年目、高等学校-2年目:学年進行)ともなり、現場の教員にとっては、理論面とともに、実践力が必要なことから、確かな学力の向上のために、「基礎的・基本的な知識・技能の習得」、「思考力・判断力・表現力等の育成」、「主体的に学習に取り組む態度の育成」についての具体的実践例を示し、指導力の向上を図っている。なお、道徳教育については、「道徳教育の指導」の部分で取り扱っている。

①基礎的・基本的な知識・技能の習得を図るための徹底指導

確かな学力の重要な要素の1つである基礎的・基本的な知識・技能の習得に関しては、基礎的・基本的な知識・技能を徹底して身に付けさせる徹底指導の指導過程『基礎的・基本的事項の精選』-『授業における学習内容の徹底指導』-『繰り返し学習・ドリル学習等の徹底指導による定着』-『家庭学習との連携』(崇城大紀要39号記載)を授業計画や授業の在り方の具体例として提示し、徹底指導の必要性の理解を図っている。

②思考力・判断力・表現力等を育成する言語活動の充実

思考力・判断力・表現力等の育成については、これらの育成のためには、なぜ言語活動の充実が必要かの理論面(崇城大紀要39号記載)での認識を深めるとともに、その実践化を図るため、参加教師が現場で取り組みやすい具体例として、単元における言語活動の展開例(崇城大紀要39号記載)や授業形態の工夫を提示している。

授業形態の工夫としては、【言語活動を考慮した授業形態】[図1]を示し、教師主導の一

斉授業だけでなく、「ペアやグループで意見を交換する」・「ホワイトボード等を使って話し合い、考えをまとめる」・「制作物を使って発表する(ポスターセッション)」等の児童生徒が主体的に考え、話し合い、発表する言語活動を考慮した授業が、思考力・判断力・表現力等の育成に繋がることへの理解を深めるとともに、授業改善への取組を促している。



図1 【言語活動を考慮した授業形態(文部科学省指導事例集:高校版)】

③主体的に学習に取り組む態度を育成するための「学習意欲の向上」と「家庭学習習慣の確立」

児童生徒の学習意欲や家庭学習習慣の実態に関しては、【TIMSS(国際数学・理科教育動向調査)結果】[表7]により、日本の子どもが他の国の子どもに比べ、勉強を楽しく感じていないことや、家庭学習の時間が少ないことなどの課題があることを示し、児童生徒が興味・関心を持って意欲的に学習に取り組む工夫や家庭学習の習慣化を図る取組が必要なことを具体的事例をもとに指導している。

表7 【TIMSS（国際数学・理科教育動向調査）結果】

「TIMSS(国際数学・理科教育動向調査)結果」 (小4・中2)				
H19	日本平均 (小学校)	国際 平均	日本平均 (中学校)	国際 平均
勉強は楽しい (理科)	87%	83%	59%	78%
勉強は楽しい (算・数)	70%	80%	40%	67%
家庭学習時間	1.1時間	1.4	1.0時間	1.6
テレビ等の時間	2.0時間	1.5	2.5時間	1.8
手伝いの時間	0.8時間	1.3	0.6時間	1.2

(ア) 学習意欲の向上を図る取組

児童生徒の学習意欲の向上を図るためには、「学習への目的意識の明確化」、「興味・関心を喚起する教材の作成・活用」、「調査活動等の主体的学習の場の設定」等の指導方法の工夫や、「小集団学習等の学習活動の多様化」、「討論等の集団で深め合う学習」等の学習形態の工夫が必要なことを、【学習意欲を高めるための学習活動の工夫】[表8]を使用して具体的に説明し、受講者の理解を深めるとともに、学校現場での実践を促した。さらに、教師が児童生徒に達成感・成就感を持たせることが学習意欲を高める根本であることへの認識も深めている。

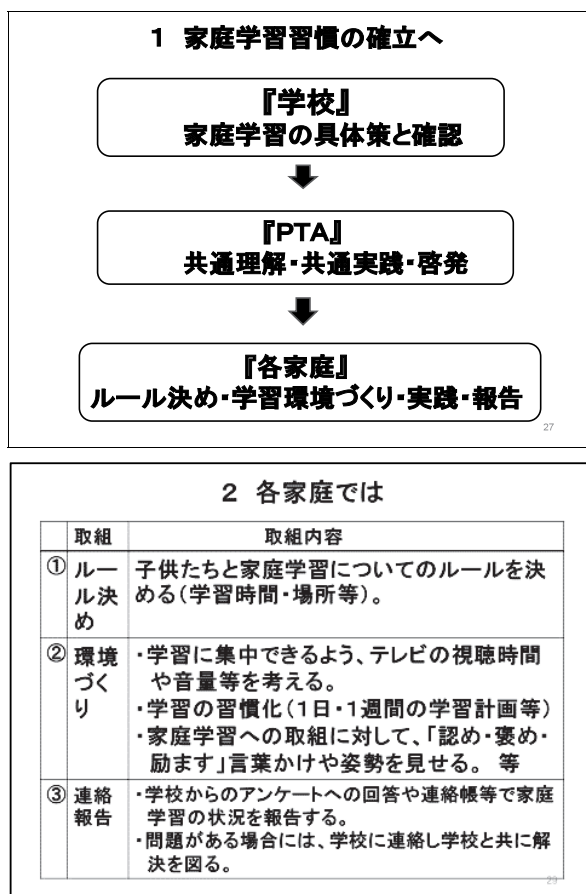
表8 【学習意欲を高めるための学習活動の工夫】

学 習 活 動	
①	学習への目的意識の明確化 児童生徒が学習の目的・手順・見通しを把握できるようにする。
②	主体的学習の場の設定 課題解決学習、課題研究、調査活動等
③	学習活動の多様化 一斉指導、個別学習、小集団学習等
④	集団で深め合う学習 対話・会話・討論・議論等
⑤	興味・関心を喚起する教材作成・活用等 ・実物教材、ゲーム教材、自作教材 ・ICT活用 等
⑥	学習の達成感・成就感 励ましの言葉、肯定的評価（結果・過程・態度）←【認め・褒め・励まし・伸ばす】

(イ) 家庭学習の習慣を確立するための取組

家庭学習の習慣化については、平成15年の小・中学生を対象に実施されたTIMSS等で、家庭学習の時間が日本の子どもの大きな課題と認識され、今回の学習指導要領（小・中・高）に、「家庭と連携を図りながら、児童（生徒）の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない。」と明記された。そこで、講習では、小学校からの家庭学習習慣の定着が中学校、高等学校の学習習慣へ大きく影響することを説明するとともに、家庭学習習慣の定着を図るための【学校・PTA・家庭の連携による家庭学習習慣の確立】[表9]を示し、理解と実践化を図っている。

表9 【学校・PTA・家庭の連携による家庭学習習慣の確立】



(学校・PTAの取組省略)

(2) 「近年の状況を踏まえた内容」に関する講習内容

近年の状況を踏まえた内容に係る講習では、今後、各学校が取り組む必要がある事柄、「教科指導におけるICT活用」及び「小・中・高連携」について、国の方向性や学校現場の状況を提供しながら、その理解と実践化を図る講習を実施している。

①教科指導におけるICT活用

コンピュータ等の教材・教具の活用については、高等学校学習指導要領に、「各教科・科目等の指導に当たっては、生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図

ること。」(小学校・中学校の学習指導要領でも同趣旨)と記されており、各学校において、ITC環境の整備、教員のICT指導力の向上、ICT教育の充実等への取組を一層進める必要がある。

学校訪問等で県内の小・中・高の学校現場のICT活用状況を見てみると、近年、学校現場の授業で変わりつつあるのが電子黒板の活用である。小学校学習指導要領の改訂による外国語活動の実施に伴い、小学校では活用がかなり進んできている。さらに、最近、デジタル教科書が導入されてからは、「指示の明確化」、「興味・関心の向上」、「授業内容の理解の促進」等の効果から、多くの教科で電子黒板が活用されつつある。

しかしながら、ICT活用については学校間又教師間でかなりの格差が見られる。児童生徒が個々にタブレット端末を活用し授業に参加している先進的な取組も見られるが、ICT機器を全く使用していない授業も見られる。全体的には、ICTの活用がまだ十分とは言えない状況にあると思われる。

そこで、教科指導でのICT活用についての最新の学校現場の状況：「教科指導で活用するICT機器等」・「ICT活用の効果」・「ICT活用の実際」を紹介し啓発を図っている。

(ア)教科指導で活用するICT機器等

ICT機器に関しては、【教科指導で活用するICT機器等】[表10]を提示し、先進的に取り組んでいる学校の機器等の整備状況やデジタル教科書を使用している実際の活用方法(図・文字等の拡大化、文字等の画面への記述、映像・動画の使用等)を見せ、その理解と実践化を図っている。

表10【教科指導で活用するICT 機器等】

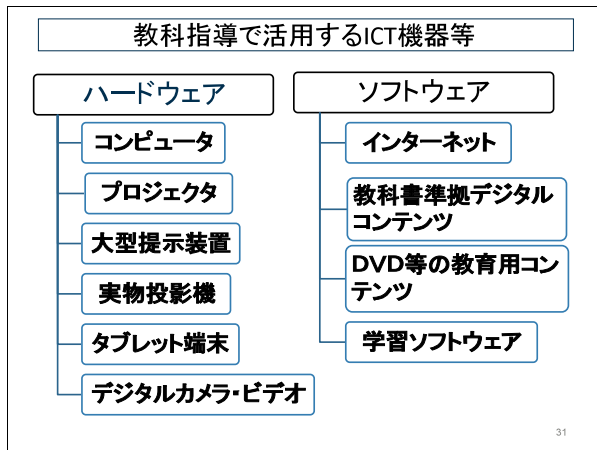


図3【タブレット端末を活用した美術（デザイン）の授業：高森中】

(イ) ICT 活用の実際

ICT 活用の実際については、【電子黒板を活用した英語の授業】[図2] や【タブレット端末を活用した美術の授業】[図3] 等を示し、デジタル教科書を使用しての電子黒板による指導の効果やタブレット端末を使用しての児童生徒の主体的学習能力の向上等についての理解を図っている。また、【学習過程に応じた ICT 活用の実際】[図4] を提示し、導入・展開・整理の学習過程で、どのように ICT 機器を活用していくのかを、先進校の具体的学習活動を参考に説明し理解を深めるとともに、ICT 活用能力向上のための研究発表会等への参加を促している。



図4【学習過程に応じた ICT 活用の実際：産山村立産山小・中学校】

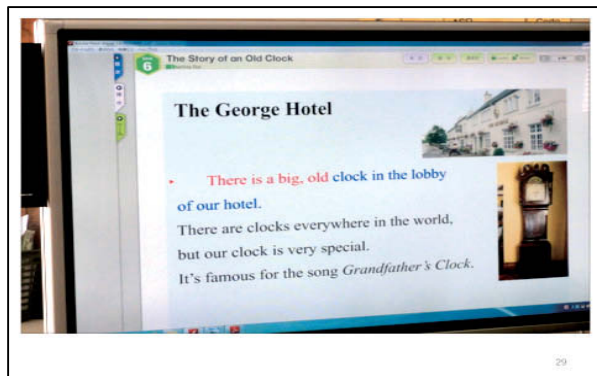


図2【電子黒板を活用した英語の授業：高森町立高森中学校】

②小・中・高の連携

小学校・中学校・高等学校の連携に関しては、教育再生実行会議第五次提言（平成26年7月3日）の今後の学制の在り方において、「小中一貫教育を制度化するなど学校段階の連携、一貫教育を推進する。」等が提言されている。中央教育審議会での審議等を経て具体的方向が示されることとなるが、今後、学校相互の連携の推進が一層必要になってくると思われる。

小学校、中学校、高等学校という学校段階の区切りは、一定の年齢層の子どもを同一の方式で教育するという意味があるが、小1プロブレムや中1ギャップ等の教育上の問題との関係も指摘されている。小・中・高の先生方が参加されている本講習を学校相互の連携を図る最適の場と考え、学校段階の区切りはあるが、子ども（児童生徒）の学び（学習面・生活面）は継続していることから、小・中・高の連携が必要な

ことを説明し共通理解を図っている。具体的には、下記の【小・中・高の連携の在り方】〔表11〕により、「小・中、中・高の合同研修会の開催」、「授業等の参観と協議」、「学校行事等での児童・生徒の交流」等の連携の在り方について説明し、取組への意欲の向上を図っている。

表11【小・中・高の連携の在り方】

<p>(1)小一中、中一高の合同研修会 ①各学校段階の実態や課題の把握(学習・生活) ②教科別研修会(数・英等)</p>
<p>(2)授業・学級経営等の参観と協議 ○研究授業発表会等への参加と協議(指導方法・教材活用、学級経営等)</p>
<p>(3)児童・生徒交流(学校行事・部活動等) ①学校行事等での交流(体育大会・文化祭・部活) ②夏休みの学習支援 等 【異年齢交流―「上級学校への不安の解消・望ましい人間関係・自己有用感・行動の改善等】 滑らかな接続「小一中一高」</p>

(3)「道徳教育の指導」に関する講習内容

道徳教育については、平成26年10月21日に中央教育審議会から「道徳に係る教育課程の改善等について」の答申が出された。今後、学習指導要領の改訂等を経て、小・中学校の「道徳の時間」が、「特別の教科 道徳」(仮称)として位置付けされることとなる。

このようなことから、これまで以上に道徳教育の充実を図る必要がある。さらに、近年の児童生徒の状況を見ると、豊かな心や生命尊重等の道徳性の育成は喫緊の課題に思える。このような実状を踏まえ、道徳教育に関する講習においては、道徳教育の目的の理解に加え、各学校の道徳教育に活かせるよう、「指導方法の創意工夫」、「DVDの映像による道徳の授業の在り方」、「高等学校における道徳教育の実践例」等の具体的事例を示し指導力の向上を図っている。

①指導方法の創意工夫

各教科等における道徳教育の補充・深化・統合を図る道徳の時間に関しては、中央教育審議会答申で「各教科等に比べて軽視されがちで、道徳教育の要として有効に機能していないこと

も多く、このことが道徳教育全体の停滞につながっているとの指摘もある。」と述べられている。各教科に比較し指導方法の工夫改善が十分に行われていないことは教育現場の授業を見ても感じることである。そこで、学習指導要領解説道徳編の道徳の時間に係る【指導方法の創意工夫】をまとめた〔表12〕を示し、「児童生徒に感銘を与える教材の日常的な収集」や、「話し合い等の場の設定」、「児童生徒の興味・関心等を高める視聴覚機器の活用」、「共感的理解を深める動作化・役割演技」等の工夫が必要なことを具体的に説明して指導方法の工夫改善への意欲向上を図っている。また、道徳教育に関して指導力のある先生や他校種の道徳の時間の授業参観が指導力の向上につながることから、積極的な研究授業等への参加を促している。

表12【指導方法の創意工夫】

<p>(1)児童生徒が感動を覚えるような魅力的な教材の開発や活用 ○日頃から教材の収集(本・新聞・テレビ等) ○感銘を与える資料の収集を!</p>
<p>(2)教師の説話 ○児童生徒の心情に訴え、深い感銘を与える説話を。 ★「SHRも活用しての道徳教育」(1週間に1話)</p>
<p>(3)話し合い等の場の設定 書いたり討論したりする機会の充実</p>

(4)視聴覚機器の利用

テレビ、DVD、CD、映画、写真等

(5)動作化、役割演技等

(6)道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実(小中)

①全員で分担し全員の知恵を結集
(教材の開発や指導方法の共有化)

②家庭・地域を巻き込む

(人材活用、資料収集、公開授業)

***道徳の授業を参観し指導法を学ぶ**

②DVD 視聴による道徳の授業の工夫

道徳教育に関しての実践力を培うには、実際に道徳の授業を見ることが効果的であると考え、熊本県教育委員会作成の道徳教育実践例「決断！骨髄バンク移植第1号（生命尊重）」の【終末の工夫】[表13]の3つのパターン、「①骨髄提供者と患者の出会いの画像・音声による感性への訴えの工夫」、「②教師の実体験の説話による感銘を与える工夫」、「③心のノートを使つての余韻や実感を持たせる工夫」をDVDで視聴させ、指導方法の見直しや改善への理解を図っている。

表13【DVDの映像による道徳の授業の在り方：終末の工夫】

資料名：決断！骨髄バンク移植第1号(生命尊重)			
学習活動(終末:3パターン)			
	終末の工夫Ⅰ	終末の工夫Ⅱ	終末の工夫Ⅲ
終末	①DVD視聴 ・画像・音声によって生徒の感性に訴える ②授業の感想を書き、自分の心を見つめる	①教師の説話 ・教師の人間性がにじみ出る説話—生徒に感銘を与える	①心のノートを読み、学習を振り返る ・余韻や充実感をもたせて

③高等学校における道徳教育の実践

高等学校における道徳教育については、公民科やホームルーム活動を中心に各教科・科目等の特質に応じ学校の教育活動全体を通じて行うものとされている。「道徳の時間」が設定されていないため、小学校・中学校に比べると道徳教育への取組は十分とはいえない状況にあるように思われる。

そこで、道徳教育に計画的・継続的に取り組まれている高等学校の【道徳教育の実践例】

[表14]により、「全校集会における道徳教育」や「LHRでの生き方指導」等の具体的事例を示し理解を深めるとともに、各学校での道徳教育への積極的な取組を促している。

表14【高等学校における道徳教育の実践例】

(1) 全校集会等における道徳教育
① 道徳教育講演会
ア 講師：社会人OBによる講演
イ 講話：母校への誇り、将来へ向けて
② 人間としての在り方生き方を考える集会
ア 生徒・教師による体験発表
イ 『私を語る』：将来への夢・父母への感謝・部活への思い等
(2) LHR：生き方指導
① 資料：「母校人物伝」
② 学習過程：資料読み→グループ討議→自己との比較分析等(先人の生き方を学ぶ)

(熊本県立熊本商業高等学校の道徳教育実践)

(4)「特別活動の指導」に関する講習内容

特別活動の指導に関する講習では、各活動・学校行事の目的の理解に加え、実践的事例を通しての指導力の向上が必要と考え、現在の学校教育での喫緊の課題である「いじめ問題」を通しての特別活動の在り方を講習内容として取りあげている。いじめ問題は、「被害者」・「加害者」だけの問題ではなく、それを巻き込む「観衆(助長)」、「傍観者(暗黙の支持)」を含む学級・学校全体の問題であり、熊本県のいじめに関するアンケートでも「いじめを受けた相手」は、同級生・クラスの人が一番多い。このような状況から、いじめを未然に防止するためには、特別活動の目標にも通じる望ましい人間関係の構築された学級(HR)づくり、学校づくりが重要となってくる。

そこで、いじめ未然防止のための、「学級(HR)活動での取組」、「児童会・生徒会活動での取組」、「学校行事等を通しての取組」を具体的に提示し、学校の教育活動に活かされるように工夫を行っている。

①学級(HR)活動での取組

学級(HR)は、学校生活の基盤となる場所であることから、一人一人のよさが発揮され互いに認め合う学級(HR)づくりが大切なことや、そのためには規律ある学級(HR)づくりも大切なことを【学級(HR)活動での取組】

[表15]の「I 望ましい人間関係が構築され

た学級づくり」を通して具体的に指導し理解を深めている。特に、中学校・高校では教科担任制により、学級（HR）づくりが難しいため、講習内容に盛り込んでいる。

また、学級（HR）活動の内容に「学級（HR）や学校における生活上の諸問題の解決」があり、児童生徒がいじめ問題等の課題解決に話し合い活動を通して自主的に取り組むことが求められている。その活動の具体的例として、いじめ問題についての【II 話し合い活動】[表15]を示し、各学校での取組を促している。

表15【学級（HR）活動での取組】

I 望ましい人間関係が構築された学級づくり	
1	児童生徒一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級(HR)
2	一人一人の自発的な思いや願いが尊重され互いの心理的な結びつきが強い学級(HR)
3	失敗しても認め励まし合う学級(HR)
↑: 規律ある態度の育成	
4	礼儀作法(挨拶・服装等)が身に付いている学級(HR)
5	学級のルールがきちんと守れる学級(HR)
6	委員会・係活動に積極的に責任を持って取り組める学級(HR)等

II 話し合い活動

1	自分達の身近にあるいじめについて考える。 「いじめ事案やアンケート調査結果等を利用」
2	いじめ根絶のために、具体的に何をすればよいのかを話し合う。
3	話し合いの結果から、学級(HR)で取り組む具体的実践計画を作成する。
4	実践(一反省一改善)

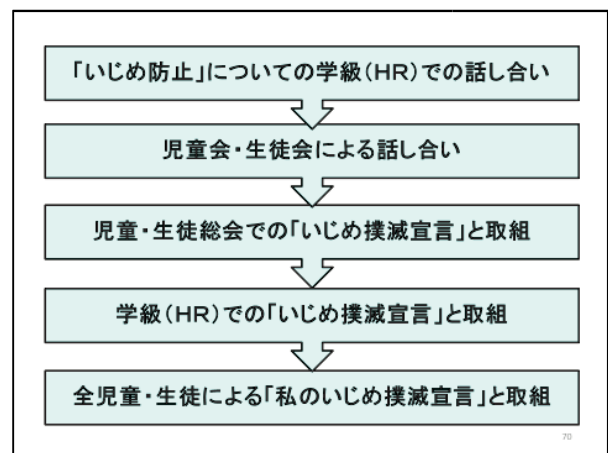
②児童会・生徒会活動での取組

児童会・生徒会活動は、「望ましい人間関係を形成し、集団や社会の一員としてよりよい学校づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てること」を目標としている。いじめ問題の解決に向けて、

児童会・生徒会に取り組みせることはその目標達成にも沿ったものでもあり、子どもたちは、自分たちで主体的に考え、取り組んだことは遵守する傾向にある。

現在、いくつかの学校で生徒会による主体的活動として「いじめ撲滅宣言」に取り組まれているが、是非、受講者の学校でも取り組んで欲しいと考え、「私のいじめ撲滅宣言」まで具体化した事例【児童会・生徒会活動での取組】[表16]を提示し実践への意欲を高めている。

表16【児童会・生徒会活動での取組】



③学校行事等を通しての取組

学校行事や地域の行事等への参加は、生命尊重・思いやり・自己有用感等の豊かな情操や集団の決まり等の社会性を習得する重要な体験の場である。このような豊かな情操や社会性は、いじめを無くす基盤ともなる資質能力である。そこで、【学校行事等を通しての豊かな心の育成】[表17]により、学校行事等での体験活動や心を豊かにする環境の整備等の重要性についての理解を深めるとともに、積極的な取り組みを促している。

表17【学校行事等を通しての豊かな心の育成】

学校行事	<ul style="list-style-type: none"> ・『育てる力を明確に』: 学校への所属感・豊かな情操・自他の生命の尊重・集団生活のきまり・勤労観等の育成
体験活動への参加	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の行事等への参加「自然体験・社会体験・交流体験(福祉施設・乳児園訪問)等」 ・社会性・生命尊重・忍耐力・思いやり・自己有用感等の育成
□□週間の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ根絶週間・命の大切さを考える日等の設定
環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・室内の整理整頓 ・心に響く詩や言葉、絵画等の掲示

(5) 履修認定試験

履修認定試験（免許状更新講習の課程の一部である場合には履修認定試験）については、

【修了認定基準】に基づき、空欄補充方式、正誤判定方式、択一方式、記述式等の方法で各大学等において実施されているが、本学の「必修領域」では、単に講習で扱った知識技能そのものを確認するだけではなく、受講者が習得した知識技能を教育活動でどう活用するかを通じて基本的な理解が図られているかを問う記述式の問題としている。平成21年度から平成26年度までの受講者で履修認定されなかった者はいない。

5. 成果と課題

本学開設の免許状更新講習に係る成果と課題については、講習後実施される「免許状更新講習（必修領域）事後アンケート」から明確に把握できる。

(1) 成果

成果に関しては、下記の【講習事後アンケートからの主な肯定的評価（平成25年度）】に述べられているように、「今回学んだことを周囲の先生にも伝えて教師力を向上させたい。」「多方面からの近年の教育事情を学ぶことができてとても有意義な時間であった。」「教師という仕事を続けていく上で必要のある知識や感性、道徳観を学ぶ良い機会であった。」等、多数の受講者が本学の講習から今後の教育の方向

性を把握し、教育現場で活かしていこうとする積極的な姿勢が見られるようになっている。今後、講習内容の一層の充実を図り、本学の受講者に満足いく内容を提供する必要がある。

【講習事後アンケートからの主な肯定的評価（平成25年度）】

- ・教育の難しさと楽しさを再確認できた研修でした。今回学んだことを周囲の先生にも伝えて共有し、教師力を向上させていきます。
- ・多方面から近年の教育事情を学ぶことができてとても有意義な時間を過ごすことができた。今後の教育現場に通じるものであった。
- ・今回の研修で教師という仕事を続けていく上で身に付ける必要のある知識や感性、道徳観を学ぶ良い機会となった。
- ・現在の教育課題・問題点から今後の展望・対策・指導法等について、講師の方々から意見や見解、アドバイス等を聞くことができ大変勉強になった。
- ・講習の内容は、これまでの教職生活を振り返り、これからに活かすために大変参考となって、受講した甲斐があった。
- ・自分の為だけでなく、その影響を受ける生徒達のために、視野を広げる為の努力や教員力の向上、学校の中核的リーダーとなれるよう精進していこうと思った。等

(2) 課題

問題点としては、下記のように、「机上論だけでなく実践的な・・・という文言に魅力を感じて受講したが、数人の講師だけであった。」「実学中心の講習を実施することであったが、ずっと講義中心で正直つらかった。」「もう少し内容を精選しゆっくりと話して頂く方が印象に残ったと思う。」などと、本学が講習の趣旨として掲げていた「実学中心の講習を実施する」に沿った内容が十分でなかったことに対して、厳しい意見がかなり多く見られた。また、内容的に盛り沢山で時間的オーバーもあり、内容の精選を求める意見も見られた。

講義のみでなく、事例研究や場面指導、グ

ループ討議、模擬授業等の実践的な場面の設定の工夫が不足していたことは間違いない。ただ、取り扱うべき講習内容が多く、実際に活動する内容を入れる時間的余裕がない現状もある。今後、内容の精選と受講者が希望する実践的内容の充実を図っていく必要がある。

【講習事後アンケートからの問題点の指摘
(平成25年度)】

- ・若手の教師にとっては、理論だけでなく具体例が欲しいと感じた。
- ・案内に「机上論だけでなく実践的な・・・」という文言に魅力を感じて受講したが、数人の講師だけであった。書かれるのであれば実践してほしい。
- ・実学中心の講習を実施するとのことであったが、ずっと講義中心で正直つらかった。時間があれば班別協議や実践報告などを期待する。
- ・2日間の日程では、内容的に無理があるように思われた。
- ・もう少し内容を精選しゆっくりと話して頂く方が印象に残ったと思う。
- ・講習時間をきちんと守り、休憩時間をしっかり確保してほしい。等

(3) 今後の改善の方向性

成果や課題を検討し、肯定的な評価に関する事項については、一層の充実を図る必要がある。問題点等を指摘されている事項については、学内で検討し今後の方向性を明確にし、改善を図る必要がある。免許状更新講習を開設している大学は県内にも多くあり、受講者のニーズに十分対応していくことが本学への受講希望者数の増加に繋がるものと思う。

今後、関係者との協議が必要であるが、事後アンケート等から改善策として次の事項が必要ではないかと考えている。

- ①本学開設講習内容についての担当講師等による講習前・後の検討会を開催する。
- ②理論面と実学面を考慮した講習内容や方法の改善を図る。
- ③講習内容を検討し、重複等を避け時間内で適切に講習できるよう内容の精選を図る。

④本学の講習内容に適した外部講師の確保を図る。

⑤受講者が満足できる環境の整備や運営の改善を図る。

6. おわりに

本学で免許状更新講習を開設してから、今年度で6年目、私が担当してから3年目となるが、今回の実践をまとめることにより、本学の講習についての見直し、改善の視点を明確にできたことは有意義であったと思う。今後の改善の方向性で記載した改善策等をもとに、免許状更新講習担当者及び事務関係者と検討し、本学への受講者が満足する講習内容への改善に取り組んでいく必要がある。さらに、平成26年9月26日付け26文科初第630号「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令等」では、「選択必修領域」が追加されるとともに、各領域の内容の見直しが行われ、平成28年4月より実施されることとなっており、今後、本学における免許状更新講習の在り方についての検討も必要となってくる。関係者と協力しながら、このような課題の解決に向けて努力して参りたいと考えている。

参考文献

- 1) 中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」(平成18年7月11日)
- 2) 中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」(平成20年1月17日)
- 3) 中央教育審議会答申「道徳に係る教育課程の改善等について」(平成26年10月21日)
- 4) 熊本県教育関係者必携(教育職員免許法及び免許状更新講習規則等)
- 5) 免許状更新講習の概要(文部科学省)
- 6) 免許状更新講習の認定申請等要領(文部科学省)
- 7) 学習指導要領及び学習指導要領解説総則編(小・中・高)
- 8) 学習指導要領解説道徳編(小・中)

- 9) 言語活動の充実に関する指導事例集（文部科学省）
- 10) 平成26年度新任教師の皆さんへ（熊本県教育委員会）
- 11) 熊本県教育委員会作成道徳教育実践例
- 12) TIMSS（国際数学・理科教育動向調査）結果
- 13) 道徳教育実践研究事業実践報告書（熊本県立熊本商業高等学校）